

令和 7 年 8 月 1 4 日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社 A・S・P

住所：大阪府大阪市中央区本町 2-4-10-107

2. 入札参加資格停止期間：令和 7 年 8 月 1 4 日から令和 7 年 1 0 月 1 3 日まで（2 カ月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 1

4. 事実概要：

株式会社 A・S・P は、令和 7 年 3 月 3 1 日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の事由を原因として建設業法第 2 8 条第 3 項に基づく営業停止処分（2 2 日間）を受けた。

（1） 監理技術者の不設置

株式会社 A・S・P は、大阪市発注の工事（以下「本件工事」という。）において、株式会社 ケイテック とその請負代金が政令で定める金額を超える下請契約を締結しているため、少なくとも当該下請契約の契約日から監理技術者を配置すべきところ、「1 級建築施工管理技士」の資格を有せず、及び監理技術者資格者証の交付を受けていないため、監理技術者としての資格要件を満たさない A 氏を同日から同資格の合格発表日の前日まで及び同日から同資格に係る監理技術者資格者証の交付を受ける日の前日までの間、建設業法第 2 6 条第 2 項及び第 5 項の規定に違反して、工事現場に専任の主任技術者として配置した。

（2） 施工体制台帳等の不作成等

株式会社 A・S・P は、本件工事において、その請け負った建設工事を、株式会社 ケイテック に直接請け負わせていたにもかかわらず、建設業法第 2 4 条の 8 第 1 項及び第 4 項の規定に違反して、その請け負った建設工事を株式会社 ケイテック には直接請け負わせてないとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

（3） 一括下請負

株式会社 A・S・P は、本件工事において、（1）のとおり、適格な監理技術者を配置しないなど、建設業法第 2 2 条第 1 項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社 ケイテック に請け負わせた。

5. 入札参加資格停止措置理由：

上記の事実概要が「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 2 第 1 0 号（建設業法違反行為）に該当する。

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課